

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.10-11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	<p>宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要</p>	<p>宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な</p>

			<p>な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。</p>	<p>協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。</p>
2	P.11	○4つ目	<p>○ 初めて宿泊分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。</p> <p>○ 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>	<p>○ 宿泊分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。</p> <p>(削除)</p>
3	P.11	○6つ目	<p>○ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省が行う調査又は指導に対</p>	<p>○ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入</p>

			し、必要な協力を行うものでなければなりません。	後は協議会のほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
4	P.12	<p>【留意事項】</p> <p>○ 1 つ目から 2 つ目</p>	<p>(新設)</p> <p>○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後 4 か月以内に宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 特定技能所属機関が、2 回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから 4 か月以内の申請を除く。）及び宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、宿泊分野に係る特定技能外国人の</p>	<p>○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和 6 年 6 月 1 5 日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 令和 6 年 6 月 1 5 日より前においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後 4 か月以内に宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第 1 0 - 1 号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2 回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから 4 か月以内の申請を除く。）及び宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、宿泊分野に係る特定技能外

			<p>受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ○ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 	<p>国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第10-2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
5	P.14	第4 適合1号特定技能外国人支援	宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1	宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第

		<p>計画の適正な実施の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条</p>	<p>項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。</p>	<p>13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。</p> <p>三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。</p> <p>六 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。</p>
6	分野 参考様式第	【誓約事項】 5	5. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること、	5. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

	10-1号		又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	
7	分野 参考様式第 10-1号	【誓約事項】 8	8. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 (略)	8. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 (1) 協議会の構成員であること。 (略)
8	分野 参考様式第 10-1号	【誓約事項】 9	9. 特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。	9. 特定技能外国人(法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。)からの求めに応じ、宿泊分野に関する実務経験を証明する書面を交付すること。
9	分野 参考様式第 10-2号	【誓約事項】 1	1. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること、又は、宿泊分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	1. 国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。